

一般競争入札公告

社会福祉法人武蔵会は、経理規程第65条に基づき、下記のとおり一般競争入札について公告する。

平成29年10月18日

社会福祉法人 武蔵会
理事長 宇津木 俊子

1. 工事の概要等

- (1) 工事名 ケアハウス武蔵台 給湯設備改修工事
- (2) 工事場所 埼玉県日高市久保121-1
- (3) 工事概要 電気温水器交換工事・給湯設備改修工事
構 造 鉄筋コンクリート造 地下2階、地上6階、塔屋1階
延床面積 2,927.61㎡
同工事に伴う建築、設備工事一式
- (4) 工 期 契約日から平成30年3月31日まで

2. 一般競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 一般建設業の許可を有する者であること。
- (2) 埼玉県建設工事請負等入札参加資格名簿（平成28・29年度）に登載されている単体企業であること。
- (3) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する資格審査数値（一般建設業）が740点以上の者であること。
- (4) 公告の日現在、埼玉県内に本店または支店、営業所を有する者であること。
- (5) 埼玉県において指名停止期間中でないこと。
- (6) 工事期間中担当技術者を常駐させること。
- (7) 入札の参加者は、理事が役員をしている企業でないこと。

3. 一般競争入札参加資格確認書の受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間 公告の日から平成29年10月25日まで
※土曜日、日曜日を除く
- (2) 受付時間 午前10時から午後5時

(3) 提出書類

- ①一般競争入札参加資格確認書（様式を渡します）
- ②一般建設業の許可証明書
- ③資格審査数値結果通知書

(4) 提出先

〒350-1254

埼玉県日高市久保121-1

ケアハウス武蔵台 中野渡施設長 宛

TEL 042-982-5500 FAX 042-982-5501

(5) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は10月25日必着）

(6) 入札参加者の決定

平成29年10月27日（金）に、入札参加申請書提出者に通知する。

4. 現地説明会の予定日と設計図書等貸出

入札参加決定者への、本工事に係る設計図書等貸出（CD-ROM等）について

- (1) 日 時 平成29年11月1日（水）
時間は追ってお知らせします。
- (2) 場 所 埼玉県日高市久保121-1
ケアハウス武蔵台会議室

- (3) 貸出物の返却日
入札時に持参

5. 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付・回答はメール及びFAXで行います。
共同エンジニアリング株式会社 川辺 幸博 氏宛
FAX 03-3263-9873 TEL 03-3263-9961
- (2) 質問期限 平成29年11月10日（金）午後5時まで
- (3) 質問回答日 平成29年11月14日（火）午後5時まで

6. 入札日時及び入札方法について

- (1) 入札日時 平成29年11月20日（月）午前10時
- (2) 入札場所 ケアハウス武蔵台会議室
埼玉県日高市久保121-1
- (3) 入札書 （現地説明会時に渡します。）

(4) 入札方法

- ①落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札書には見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- ②入札に参加する者の数が1者以下であるときは、入札を行わない。ただし、再度入札で参加者が1者になった場合はこの限りではない。
- ③初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行う。
- ④再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することが出来ない。
- ⑤再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。
- ⑥再度入札は1回とする。
- ⑦入札の辞退は、入札前は辞退届を持参または書留郵送による。入札中には入札書に記して提出すること。
- ⑧入札参加者が一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は出来ない。
- ⑨入札を公正に出来ないと認められるときは、入札の執行を延期し、または落札者の決定を保留し、入札を取り止めることが出来る。
- ⑩天災、地変その他やむを得ない事由により入札を行うことが困難なときは、延期し、または取り止めることが出来る。
- ⑪入札の無効の定めは競争入札参加者心得による。

7. 入札保証金 不要

8. 入札予定価格 公表しない

9. 最低制限価格 設定なし

10. 落札者の決定等

- ・予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格設定あり。
- ・落札額決定に際しては、入札書に記載された金額の108/100の額をもって請負契約金をする。
- ・同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

1 1. 随意契約

再度入札の入札参加者が1者になったとき、または再度入札し落札者がいないときは随意契約とし、再度入札に参加した者のうち、入札価格の低い者から順に随意契約の対象者とする。

1 2. 契約約款の適用 民間連合協定工事請負契約約款による。

1 3. 支払について

工事契約時に代金の20%、工事が完成し、工事監理者、施主検査が完了後、残りの代金を現金にて支払うこととする。

1 4. 特記事項

- ・談合、一括下請契約は禁止する。
- ・入札にあたり設計図書及び現場状況を十分把握し、入札を行うこと。
- ・落札日以降10日以内に工事費明細内訳書、工程表並びに施工計画書を提出すること。
- ・契約に履行については、発注者及び監理者の指示に従うこと。
- ・落札者は、後日入居者及び職員に工事方法、工程等について説明し、工事期間中の安全対策等について注意を払うこと。